

平成十八年三月二十八日受領
答弁第一六〇号

内閣衆質一六四第一六〇号

平成十八年三月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出インテリジェンスの定義に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出インテリジェンスの定義に関する再質問に対する答弁書

一について

第一国際情報官室、第二国際情報官室、第三国際情報官室及び第四国際情報官室があり、外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）第八十九条第二項において、「国際情報官は、命を受けて、国際情報統括官のつかさどる職務を助ける。」と規定されている。

二及び八について

インテリジェンスとは、一般に、知能、理知、英知、知性、理解力、情報、知的に加工・集約された情報等を意味するものと承知しており、国際情報統括官、国際情報官及び情報分析官の英語の名称については、それぞれの職務にふさわしいものを用いている。平成五年より、御指摘の「インテリジェンス」の語を用いている。

三から六までについて

情報とは、一般に、ある事柄についての知らせ、判断を下したり行動を起こしたりするために必要な知識等を意味するものと承知している。諜報とは、一般に、秘匿されている情報を入手して知らせること又

はその知らせを意味するものと承知している。インテリジェンスとは、一般に、知能、理知、英知、知性、理解力、情報、知的に加工・集約された情報等を意味するものと承知している。

七について

インフォメーションとは、一般に、情報、報道、知らせ等を意味するものと承知している。